保長介第７７１８号

　　　　　　令和 4年 3月31日

　　有料老人ホーム　設置者　様

さいたま市保健福祉局

長寿応援部介護保険課長（公印省略）

令和３年度における有料老人ホーム等に対する

立入検査結果のとりまとめについて

日頃より、高齢者福祉について御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、令和３年度における有料老人ホーム等に対する立入検査の結果について、別紙及び別添のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

また、ＦＡＱにつきましては、下記ホームページに掲載していますので御確認お願いします。

引き続き、さいたま市の有料老人ホーム等の適切な運営に御協力お願いします。

記

　●有料老人ホーム等に対する立入検査について

　ホームページリンク：<https://www.city.saitama.jp/005/001/008/p087562.html>

以上

さいたま市役所保健福祉局

長寿応援部介護保険課　事業者係

　担当：井出・佐々木・小林・井樽

電話：048－829－1265

FAX：048－829－1981

有料老人ホーム等に対する立入検査のとりまとめ

１．はじめに

　　令和３年度より、「さいたま市総合振興計画実施計画」に基づき、毎年度45施設、５年間で計225施設に対して老人福祉法第29条第13項に基づく検査を実施することとしています。令和３年度においては設置者及び施設の皆さまの御協力により、以下のとおり、当該年度における目標を達成することができました。あらためて感謝申し上げます。

２．指導及び助言の状況について

指導が75件、助言が54件ありました。詳細は別添を御参照ください。

　　※指導…指針等に基づき、書面により改善を求めたもの。

助言…指導には至らないが、サービス水準の確保を目的として伝達したもの。

３．ＦＡＱの公表について

　　主に立入検査における指導及び助言を行ったものについて、設置者及び施設の皆さまがイメージしやすいようＦＡＱ形式で公表します。

　　また、このＦＡＱは立入検査を受けた施設と受けていない施設でサービス水準の不均衡が生じないために作成していますので、立入検査の有無に関わらず積極的な御活用をお願いします。

４．その他

　　事前提出資料の自主点検表（様式３）や重点事項確認表（様式４）について、立入検査時に疎明資料を求めた際に書類が散逸していること等を理由に、提示まで10分程度時間を要することがありました。日頃の自主点検等にあたっては、疎明資料を適切に保管していただき、市の職員に対してのみならず、入居者やその家族等から説明を求められた際に適切な対応ができるよう書類の管理に御留意ください。特に新型コロナウイルス感染拡大状況下においては、可能な限り対応時間を短縮する必要があるため、御協力お願いします。

